

「利尻富士町パブリックコメント手続に関する要綱」の考え方

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関する必要な事項を定めることにより、施策等の形成過程において積極的に情報を提供し、町民等の多様な意見を反映するとともに、その過程の公正の確保と透明性の向上を図り、公開と参加を基本とする町政の推進に資することを目的とする。

基本的な計画等の立案にあたっては、設置される委員会や審議会等の委員の意見が主となっていました。この要綱によって町民から幅広い意見を募集し、情報収集源の拡大や多様性が図られ、政策案の意思決定を行うための参考として町政への参画を目的とします。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」(以下「本手続」という。)とは、町の基本的な政策を立案する過程において、その案の内容その他必要な事項を公表し、広く町民等から意見及び情報(以下「意見等」という。)の提出を受け、その寄せられた意見等に対する町の考え方を明らかにするとともに、当該意見等を考慮し本町としての意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

3 この要綱において「町民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人若しくは法人その他の団体
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本町に対し納税義務を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本手続に係る事案に利害関係を有するもの

この要綱の基本的な用語である「パブリックコメント手続」、「実施機関」、「町民等」について定義しています。

「パブリックコメント手続」

基本的な政策の立案に際して、政策案の内容や資料を公表し、それに対する意見等を募集し、提出された意見等を考慮して政策を決定するとともに、その意見等に対する考え方を公表します。

「実施機関」

この制度を町政全般に適用させるため、地方自治法上の執行機関を実施機関としていますが、議決機関である議会や、公平委員会と固定資産評価審査委員会は審査機関という性格上この要綱の実施機関から除きます。

「町民等」

町内に在住、在勤する者、事業所等を有するものや納税義務を有するもの、利害関係を有するものを町民等として位置付けました。

(対象)

第3条 本手続の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本的な制度や計画等（以下「計画等」という。）の策定又は改廃に関する案の策定
 - (2) 町民等に義務を課し、又は町民の権利を制限することなど町民生活に直接かつ重大な影響を与える制度等の制定又は改廃（町税及び保険料の賦課徴収金、分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
 - (3) その他実施機関が特に必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急性があり迅速に対応する必要がある場合、又は軽微な改廃である場合は、本手続の対象としないことができる。

パブリックコメント手続を実施する制度や計画等の範囲を定めたものです。

基本的な制度や計画等

町政全般又は個別分野での基本理念、方針、町政を推進する上での共通の制度や、総合計画など町の将来の基本的な構想や方向性を定めるものをいいます。（本町では「[行政手続条例](#)」，「[情報公開条例](#)」，「[まちづくり総合計画](#)」，「[高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画](#)」，「[生涯学習推進計画](#)」，「[鷺泊市街地まちづくり計画](#)」，「[健康づくり計画](#)」 等々）

ただし、「[課設置条例](#)」，「[職員の勤務時間、休暇等の条例](#)」など行政内部のみに適用されるものは該当しません。

町民等に義務を課し、又は町民の権利を制限することなど町民生活に直接かつ重大な影響を与える制度等

地方自治法第14条第2項では「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」とされており、この条文に基づく条例が該当します。（本町では「[廃棄物の処理及び清掃に関する条例](#)」，「[畜犬取締及び野犬掃討条例](#)」，「[自動車の廃棄を防止する条例](#)」 等々）

町税及び保険料の賦課徴収金、分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く

この規定については、財政に与える影響について十分な検討のないまま負担軽減を求める意見が多く提出され、安易に修正すると財政基盤を揺るがすとした地方自治法第74条第1項で直接請求の対象外とされていることから同法規定の趣旨に準じて、この要綱においても金銭徴収に関する条項については除くものとしております。

2項では、本手続を実施することによる所要時間の経過により、その計画等の効果が損なわれるなどの理由で本手続を経る暇がない場合、又は計画等の大幅な改正や基本的な事項の改正を伴わない軽微なものなど本手続の対象としないこととします。

(公表時期及び公表資料)

第4条 実施機関は、計画等の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、当該計画等の素案を公表するものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等の素案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景等当該計画等の素案を理解するために必要な資料をあわせて公表するよう努めるものとする。

公表は、最終的な意思決定を行う前に行うこととし、条例案や議会の議決を要するものは議会提案前にこの要綱の手続を終えるように素案を公表することとします。

計画等の素案を公表するにあたっては、素案を作成した趣旨、目的、背景、概要及び実施機関の考え方などを分かりやすい内容とすることに努め、町民等がその案件についての内容を理解し、適切な意見等を提出することができるように関係資料や関連情報をあわせて公表します。

(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 町ホームページへの掲載

(2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

2 実施機関は、前条の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を明示するものとする。

本手続の実施にあたっては、町民等に周知することが必要となりますので、町ホームページに掲載し、実施機関が指定する場所として所管課や鬼脇支所及び公共施設等で閲覧できるよう備え付けておきます。ホームページの掲載や閲覧場所の周知については、町広報誌やお知らせりしり富士等に掲載することとします。また、公表する内容のほかに意見等の提出先、提出方法、提出期間等を明示するものとします。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、町民等が計画等の素案についての意見を提出するために必要と判断される期間を考慮し、原則として1月程度を目安として提出期間を定めるものとする。ただし、1月の期間を設けることができないときは、理由を明示して当該期間を短縮することができる。

2 意見等の提出は、次に掲げる方法とする。

(1) 郵便

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 実施機関が指定する場所への直接書面による提出

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

3 実施機関は、意見等を提出しようとする町民等に、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）並びに電話番号を明記させるものとする。

計画等の周知期間、意見等の提出機関に必要な期間を考慮し、目安として1月程度の期間を設けることにしました。

提出方法は、記録が残る方法として、郵便、FAX、電子メール、直接書面による窓口への持参提出、その他担当課が必要と認める方法とします。

意見等の提出に際して、責任の所在を明確にするとともに、意見等の内容の確認を行う可能性があることから、原則として住所・氏名（所在地・名称・代表者の氏名）及び電話番号など連絡先の明示を求めることとします。

(意見等の処理)

第7条 実施機関は、提出された意見等を考慮して計画等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等についての意思決定を行ったときは次に掲げる事項

を公表しなければならない。ただし、利尻富士町情報公開条例(平成 17 年条例第 11 号)第 6 条に規定する非公開情報に該当するときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

- (1) 提出された意見等の要旨
 - (2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
 - (3) 計画等の案を修正した場合においては、当該修正内容
- 3 第 5 条第 1 項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。
- 4 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する町の考え方をまとめて公表するものとする。

意思決定については、提出された意見等を取りまとめて整理し、策定しようとする計画等に提案者の意見が合理的に反映できるかどうかを検討、考慮し、最終的な意思決定を行っていきますが、提出された意見を必ず取り入れるということではなく、提出されたものを十分考慮して、その上で判断するということがパブリックコメント制度の趣旨です。また、計画等の素案の賛否を問うものではないので賛否の結論だけを示した意見等に対しては実施機関の考え方を示す必要はありません。

提出された意見等により意思決定を行った場合は、第 2 項の第 1 号から第 3 号までの事項を第 3 項の規定（町ホームページ及び町広報誌等への掲載、実施期間が指定する場所での閲覧又は配布）により分かりやすい表現で公表することとし、個別の回答は行わないものとします。

利尻富士町情報公開条例（平成 17 年条例第 11 号）第 6 条に規定する非公開情報に該当

提出された意見等の中に、個人又は法人等の権利利害を害する恐れのある情報等、不適切な情報が含まれていると判断されるような非公開情報に該当するときは、全部または一部を公表しないことができます。

（実施状況の公表）

第 8 条 町長は、本手続を実施している計画等及び終了した計画等の一覧表を作成し、町ホームページに掲載するとともに、実施期間が指定する場所での閲覧を行うものとする。ただし、終了した計画等は、前の年度の前年度までのものについて公表するものとする。

- 2 前項の一覧表には、計画等の名称、意見等の提出期間、意見等概要及び町の考え方の公表日、問い合わせ先を明記するものとする。

実施した結果を一覧表に載せるときは、現在本手続を実施している計画等及び前年度分までの終了している計画等を町ホームページに掲載し、実施機関が指定する場所として所管課や鬼脇支所及び公共施設等での閲覧を行うこととします。

掲載する内容については、名称、募集期間、意見の概要及び町の考え方、問合せ先を記載します。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、本手続に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。（平成 18 年 12 月 25 日）